

【 商工労働観光部 】

件 名	運動公園の運営管理について
<p>申立概要 【受理 4. 6. 2 4. 11. 25 5. 3. 13】</p>	<p>府が団体に管理運営を委託している運動公園について、受託団体は公園を大幅に改造し、独占的に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の土砂が持ち込まれ、器具が設置されている。 ・ 運動公園内にトラックやバイク等の車両を乗り入れており、また住宅隣接地にもかかわらず大声で絶叫したり、もっと声を出せと騒いでいる。 ・ 特定の競技の競技場として偏った活用状況となっているため、他の競技や家族で使える府民広場にするなど、改善してほしい。
<p>確認事項 【通知 4. 11. 11 5. 3. 31】</p>	<p>当該運動公園は、府が国の占有許可を受け、その許可に基づき、運用を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体は、公園の維持管理の一環として、グラウンド整備のため、土の入れ替え等を行っている。器具の設置については、グラウンド利用終了後に原状回復することを前提に許可不要とされている。 ・ 公園の利用申請については、府のホームページで公開するなど広く募集した上で、利用希望者が重複する場合は抽選等利用調整を実施している。 ・ 車両の乗り入れについては原則禁止し、府に申請があったものに限り認めている。 ・ 声援や監督等の指導の声は、スポーツをするにあたってやむを得ない程度であることを確認している。 ・ 令和3年度の利用状況からは、特定のチームや団体が独占的に利用している状況ではない。 ・ 運動公園は、自由利用を原則に、様々な用途で利用されるとともに、広く憩いの場として親しめる公園となるよう目指している。